別表六の二（二十）　雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

調整前雇用者給与等支給増加額の計算等	雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の別表六の二（二十）付表「1」の合計）	1	円	税額控除限度額の計算	調整前税額控除限度額 (11)×10/100 ((6)≦(7)の場合は0)		12	円
	基準雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の(26)の合計）	2			税額控除加算基準額 (((1)－(5))と(11)のうち少ない金額)		13	
	調整前雇用者給与等支給増加額 (1)－(2)（マイナスの場合は0）	3			連結中小法人以外の親法人が連結親法人である場合	税額控除加算額 (13)×2/100	14	
増加促進割合 (3)/(2)		4				税額控除限度額 (12)又は((12)＋(14)) ((1)＜(5)の場合又は(9)＜0.02若しくは(7)＝0の場合は0)	15	
比較雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の(30)の合計）		5	円		連結親法人が連結親法人の中小法人である場合	税額控除加算額 (13)×12/100 ((9)＜0.02又は(7)＝0の場合は0)	16	
平均給与等支給額（36の①）		6				税額控除限度額 (12)又は((12)＋(16)) ((1)＜(5)の場合は0)	17	
比較平均給与等支給額（36の②）		7		調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）			18	
平均給与等支給増加額 (6)－(7)（マイナスの場合は0）		8		当期税額基準額 (18)×10又は20/100			19	
平均給与等支給増加割合 (8)/(7)		9		当期税額控除可能額 (((15)又は(17))と(19)のうち少ない金額)			20	
個別給与控除額の合計額（各連結法人の別表六の二（二十）付表「22」の合計）		10	円	調整前連結税額超過構成額（別表六の二（二十四）「7の㉔」）			21	
雇用者給与等支給増加額 (3)－(10)（マイナスの場合は0）		11		法人税額の特別控除額 (20)－(21)			22	

各連結法人の基準雇用者給与等支給額の計算

基準連結事業年度又は基準事業年度等	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 (23)の基準連結事業年度又は基準事業年度等の月数	基準雇用者給与等支給額 (24)×(25)
23	24	25	26
平・・ 平・・	円		円

各連結法人の比較雇用者給与等支給額の計算

前連結事業年度又は前事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 (27)の前連結事業年度又は前事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 (28)×(29)
27	28	29	30
平・・ 平・・	円		円

平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算

			平均給与等支給額の計算 適用年度 ①	比較平均給与等支給額の計算 前連結事業年度又は前事業年度 ②
各連結法人における計算	雇用者給与等支給額	31	別表六の二（二十）付表「1」 円	(28) 円
	同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	32		
	同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	33		
	継続雇用者給与等支給額 (32)－(33)	34		
	月別支給対象者の合計数	35	人	人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 各連結法人の(34)の合計/各連結法人の(35)の合計		36	円	円

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六の二（十九）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の5第2項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(8)」の欄は、法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。